

SUNDAY NIKKEI

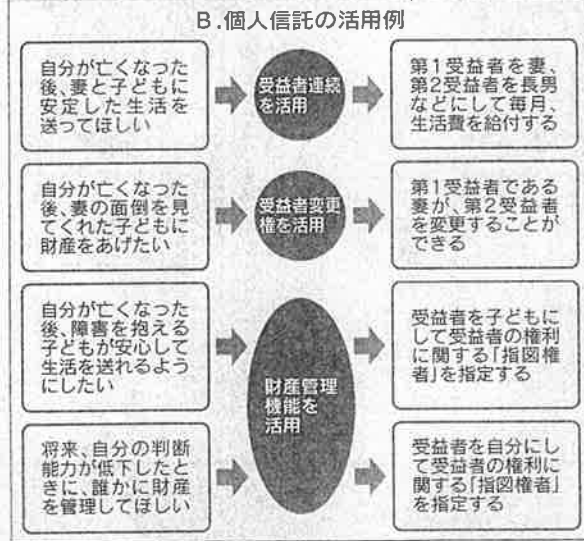
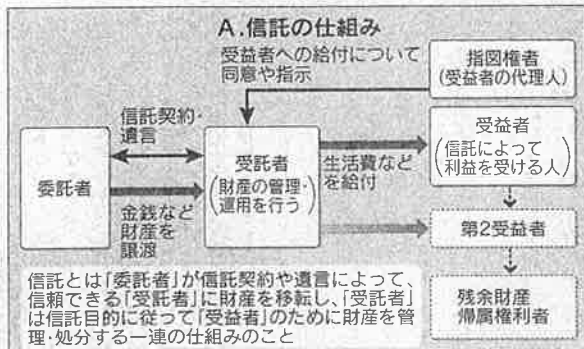
老後の財産管理や相続対策などに活用できる手段として「信託」が目ざれ始めている。投資信託、遺言信託などで信託という言葉を目にする機会が多いが、個人が自分の財産を信託する仕組み(個人信託)についてはほとんど知られていない。高齢者の財産管理や自分の死後の資産継承に信託を上手に活用するためのポイントをまとめた。

東京都内に住む田辺佳枝さん(仮名、78)は昨年、長男と長女を受託者、自分を「受益者」とする信託契約を結んだ。複数の不動産を所有する田辺さんは、賃貸アパートを建てるなど数年掛かりで相続税対策を検討しているが「自分が認知症になったらどうなるか」と不安を抱えていた。

対策を講じないまま田辺さんに判断力がなくなると、たとえ子供であっても田辺さん名義の不動産を売却したり、資産を運用したりすることができなくなるからだ。専門家に相談したところ、まずめられたのが信託の活用。田辺さん名義の不動産や預貯金などを「信託財産」として、受託者である長男と長女に管理・運用を任せ、自分が生きている間は受益者として信託財産から生活費などを払ってもらおう。「資産管理の煩わしさからも解放されて一安心」と田辺さんは安堵(あんど)の表情を浮かべる。

気になるのが贈与税と相続税の問題だが、田辺さんのケースでは信託の設定時点で贈与税の負担は生じない。不動産などの名義は受託者である長男と長女に移るが、信託では受益者が信託財産を所有す

老後の財産管理・死後の資産継承



「個人信託」知って「一安心」

子供が受託者／自分は受益者 遺言より幅広く指定

るとみなして課税するのが原則。田辺さんは自分が受益者であるので、長男と長女に贈与税はかからない。

信託契約は田辺さんが亡くなった時点で終了するよう設定した。田辺さんが亡くなる、通常の相続と同様、相続人である長男と長女がその時点での財産評価額をもとに相続税を支払う。

信託の仕組みを簡単に示したのが表A。財産を信託したい「委託者」が、信頼する「受託者」に財産権を委託し、受託者は信託目的に従って「受益者」のために信託財産を管理・処分する。委託者と受託者の2者で契約するのが基本だが、委託者と受益者、委託者と受託者がそれぞれ同一の契約もある。田辺さんのケースは委託者と受益者が同一の

契約で「自益信託」と呼ぶ。「信託は一部の資産家だけが使うものではなく、一般の人が有効に活用できる」。司法書士の宮田浩志さんはこう指摘する。

表Bに個人信託の活用例を挙げて「長期間にわたって、いつ、誰に、どのくらいの財産を分配するかについて決めておける」のが遺言と異なる点だ。受益者を複数設定したり、法人などを受益者にしたりすることも可能なので、例えば「第1受益者を妻、第2受益者を子供とし、子供の死後に残った財産があれば母校に寄付する」というような信託契約もできる。

これが遺言だとどうなるか。妻にいったんに財産が遺贈されて相続は終わる。妻の

C. 信託と成年後見制度の違い

	信託契約の受託者	成年後見制度(任意後見制度)の後見人(任意後見人)
財産の積極的運用や処分	信託契約に基づいて、委託者が希望した通りに財産の運用や処分ができる	任意後見人は原則、生前贈与など本人の財産を減らす行為はできない
悪質業者や犯罪被害への対応	信託財産は保全され、被害を最小限に抑えられる	任意後見人は「取消権」がないため、本人が結んだ契約を取り消すことはできない
死後の事務や財産の整理	信託契約に基づいて、信託受益費用などを信託しておくことも可能	後見業務は本人が亡くなった時点で終了する
受託者や後見人の監督	信託監督人を置くことが可能	裁判所によって任意後見監督人が選任される

(注) 成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度があり、ここでは本人に判断能力があるうちに契約をしておく任意後見制度と比較した

受託機関、銀行以外にも広がる

「後見」と使い分け
 本人の判断力がなくなつた場合に財産管理などを任せ、成年後見制度がある。成年後見と信託の異なる点をまとめたのが表C。

成年後見人の主な役割は身上監護と財産管理だが、後見人は財産の積極的な運用や処分ができない。本人が亡くなれば後見業務は終了する。個人信託を専門に手掛ける朝日信託(東京・千代田)の掛江康一取締役は「財産管理は信託、身上監護は成年後見と使い分けることで、障害者や高齢者はより安心した生活を送れるのでは」と話す。

一方、個人信託を活用する場合、問題になるのが「受託

トの灰谷健司さん)からだ。近い将来に利用増が見込まれるのが、高齢者の財産管理や障害を持つ子供の親の財産管理に信託を使う手法だ。宮田さんは「高齢者や障害者の生活支援のための福祉型信託への需要は高まっていく」と予測する。

「後見」と使い分け
 本人の判断力がなくなつた場合に財産管理などを任せ、成年後見制度がある。成年後見と信託の異なる点をまとめたのが表C。

成年後見人の主な役割は身上監護と財産管理だが、後見人は財産の積極的な運用や処分ができない。本人が亡くなれば後見業務は終了する。個人信託を専門に手掛ける朝日信託(東京・千代田)の掛江康一取締役は「財産管理は信託、身上監護は成年後見と使い分けることで、障害者や高齢者はより安心した生活を送れるのでは」と話す。

一方、個人信託を活用する場合、問題になるのが「受託

者」の選定だ。田辺さんのように子供など身近に適当な人がいない場合、誰を受託者にすればよいか。

まず候補になるのが信託銀行だ。三菱UFJ信託銀行は「パーソナルトラスト」、中央三井信託銀行は「安心サポート信託」などの商品名で個人信託を手掛けている。

中央三井はフルレンジヤル生命保険と共同で「生命保険信託」の取り扱いを開始。通常、死亡保険金は一時金か年金で支払われるが、保険金を誰にいつ、いくら払うかを信託によって自由に設定できる。受益者を複数にしたり、親族以外を受託者にすることも可能だ。また2004年の信託業法改正によって信託銀行以外にも担い手が広がり、朝日信託のような信託会社も設立されている。

ただ「信託に関心があっても、手数料が高いために利用を思いとどまる人も多い」と税理士の宮森俊樹さんは指摘する。信託銀行や信託会社を受託者にする場合、信託財産の規模に応じて管理報酬、運用報酬などの信託報酬を支払う必要がある。

親族間などで信託を行えば、信託報酬の負担は生じないが、人の財産を長期間にわたって管理・運用する受託者には、高いレベルのモラルや忠実履行義務が求められる。将来的にはNPO法人や弁護士、弁理士、司法書士などが受託者になる可能性もある。個人信託の知名度はまだ低い。今後、少子高齢化時代に安心して老後の財産管理を任せたり、資産を継承したりすることのできる手段として注目が集まりそうだ。

(手塚愛実)